



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 29 日 (月曜日) 号外 第 25 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する 通知書の様式等に関する規則の一部を改正する 規則…………… (税務課) 1	

規 則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則 (昭和32年宮崎県規則第54号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則
	目次
	第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
	第 2 章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等
	第 1 節 動産に対する強制執行等 (第 3 条-第 8 条の 2)
	第 2 節 不動産又は船舶等に対する強制執行等 (第 9 条-第 14 条の 4)
	第 3 節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等 (第 14 条の 5-第 14 条の 12)
	第 3 章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分
	第 1 節 動産に対する滞納処分 (第 15 条-第 19 条の 2)
	第 2 節 不動産又は船舶等に対する滞納処分 (第 20 条-第 29 条)
	第 3 節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分 (第 30 条-第 35 条)
	附則
	(目的)
(目的) 第 1 条 この規則は、地方税法に規定する地方団体の徴収金等について、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 (昭和 32 年法律第 94 号。以下「法」という。) 及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 (昭和 32 年政令第 248 号。以下「政令」という。) に基づいて、徴税吏員等が執行裁判所、執行官その他の者に通知する場合に用いる書面の様式その他法及び政令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この規則は、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方団体の徴収金等について、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 (昭和 32 年法律第 94 号。以下「法」という。) 及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 (昭和 32 年政令第 248 号。以下「政令」という。) に基づいて、徴税吏員等が執行裁判所、保全執行裁判所、執行官その他の者に通知する場合に用いる書面の様式その他法及び政令を実施するため必要

<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「<u>滞納処分</u>」又は「<u>有体動産</u>」若しくは「<u>不動産</u>」とは、法第 2 条第 1 項又は第 3 項に規定する「<u>滞納処分</u>」又は「<u>有体動産</u>」若しくは「<u>不動産</u>」をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 2 章 <u>滞納処分による差押</u>がされている財産に対する強制執行等</p> <p>第 1 節 <u>有体動産</u>に対する強制執行等 (差押調書等の閲覧等)</p> <p>第 3 条 執行官は、強制執行をするため必要がある場合においては、<u>徴税吏員等に対し滞納処分による差押がされている有体動産に係る次の各号に掲げる書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求することができる。ただし、謄本の交付の請求は、第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 10 号又は第 11 号に掲げる書類に限る。</u></p> <p>○</p> <p>(1) <u>差押調書及び搜索調書</u></p> <p>(2) <u>参加差押書</u></p> <p>(3) <u>交付要求書</u></p> <p>(4) <u>差押解除決議書、参加差押解除決議書及び交付要求解除決議書</u></p> <p>(5) <u>公売公告の決議書</u></p> <p>(6) <u>保全差押金額決定通知書の写し</u></p> <p>(7) <u>差押財産搬出調書</u></p> <p>(8) <u>質権者、抵当権者、先取特権を有する者又は留置権を有する者からその権利を証するものとして提出された書類</u></p> <p>(9) <u>見積価額評定に関する書類（見積価額を公告しないもの及び公告しない見込みのものについての書類を除く。）</u></p> <p>(10) <u>売却決定通知の決議書</u></p> <p>(11) <u>配当計算書</u></p> <p>(12) <u>債権現在額申立書</u></p> <p>(13) <u>滞納処分に不服がある者から提出された不服申立てに関する文書</u></p> <p>2 前項の執行官の請求は、<u>閲覧又は謄写については差押調書等の閲覧（謄写）請求書（別記様式第 1 号）、謄本の交付については差押調書等の謄本交付請求書（別記様式第 2 号）を提出して行うものとする。</u> (差押財産引渡通知書等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 政令第 3 条第 2 項（<u>政令第 5 条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による書面は、<u>差押財産引渡依頼書（別記様式第 4 号）による。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 政令第 3 条第 4 項の規定による通知は、<u>差押財産引渡済通知書（甲）（別記様式第 6 号）によって行なうものとする。</u> (残余金交付通知書等)</p> <p>第 5 条 [略] (強制執行続行決定があった場合の差押財産引渡通知書等)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の規定は、<u>政令第 5 条第 1 項において準用する政令第 3 条第 1 項の規定による書面</u>について準用する。</p>	<p>な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「<u>滞納処分</u>」又は「<u>動産</u>」、「<u>不動産</u>」、「<u>船舶</u>」、「<u>航空機</u>」、「<u>自動車</u>」、「<u>建設機械</u>」、「<u>小型船舶</u>」、「<u>債権</u>」若しくは「<u>その他の財産権</u>」とは、それぞれ法第 2 条第 1 項又は第 3 項に規定する<u>滞納処分又は動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権若しくはその他の財産権</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 2 章 <u>滞納処分による差押え</u>がされている財産に対する強制執行等</p> <p>第 1 節 <u>動産</u>に対する強制執行等 (差押調書等の閲覧等)</p> <p>第 3 条 執行官は、<u>政令第 2 条の規定による閲覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求するときは、差押調書等の閲覧（謄写）請求書（別記様式第 1 号）又は差押調書等の謄本交付請求書（別記様式第 2 号）の書面を提出して行うものとする。</u></p> <p>(滞納処分による差押えの解除時の通知等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 政令第 3 条第 2 項の規定による書面は、<u>差押財産引渡依頼書（別記様式第 4 号）による。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 政令第 3 条第 4 項の規定による通知は、<u>差押財産引渡済通知書（別記様式第 6 号）によって行なうものとする。</u> (売却代金の残余の交付等の際の通知)</p> <p>第 5 条 [略] (強制執行続行の決定があった場合の通知)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、<u>政令第 5 条第 1 項において準用する政令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知</u>について準用する。</p>
---	--

2 政令第5条第2項において準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第81条の規定による通知は、差押財産引渡済通知書（乙）（別記様式第9号）によって行うものとする。

（仮差押の執行）

第8条 第3条から第5条までの規定は、滞納処分による差押がされている有体動産に対する仮差押の執行に関して準用する。ただし、滞納処分による差押後に仮差押がされている有体動産で滞納処分による参加差押がされているものについては、第4条第1項から第3項までの規定は、この限りでない。

第2節 不動産又は船舶に対する強制執行等

（差押解除通知書）

第9条 政令第7条第1項の規定による書面は、差押解除通知書（別記様式第11号）による。

2 政令第7条第2項の規定による通知は、宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号。以下「県税条例施行規則」という。）第43条に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該不動産につき競売手続開始の決定がされている旨を記載して行なうものとする。

（残余金通知書等）

第10条 [略]

（強制執行続行通知書等）

第11条 政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定による通知は、強制執行続行通知書（別記様式第12号）によって行うものとする。

2 [略]

（仮差押の執行）

第12条 [略]

2 徴税吏員等は、滞納処分による差押後の仮差押の執行があった不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余が生じなかったときは、その旨を仮差押の執行をした裁判所に通知するものとする。第5条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 [略]

4 政令第10条第4項の規定による通知は、県税条例施行規則第43条に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該不動産につき仮差押の執行がされている旨を記載して行なうものとする。

（船舶に対する強制執行及び仮差押の執行）

第13条 第9条から前条までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶で登記されるものに対して強制執行又は仮差押の執行に関して準用する。

2 政令第5条第2項において準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第81条の規定による通知は、差押財産引渡済通知書（別記様式第9号）によって行うものとする。

（仮差押えの執行）

第8条 第3条から第5条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産に対する仮差押えの執行に関して準用する。ただし、滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされている動産で滞納処分による参加差押えがされているものについては、第4条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

（競売）

第8条の2 第3条、第4条第1項から第3項まで及び第5条から第7条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「競売」という。）について準用する。

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

（滞納処分による差押えの解除の通知等）

第9条 政令第7条第1項の規定による書面は、差押解除通知書及び交付要求解除通知書（別記様式第11号）による。

2 政令第7条第2項の規定による通知は、宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号。以下「県税条例施行規則」という。）第43条に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該不動産につき強制競売の開始決定がされている旨を記載して行なうものとする。

（売却代金の残余の交付等の際の通知）

第10条 [略]

（強制執行続行の決定があった場合の通知等）

第11条 政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定による通知は、強制執行等続行通知書（別記様式第12号）によって行うものとする。

2 [略]

（仮差押えの執行）

第12条 [略]

2 徴税吏員等は、滞納処分による差押え後に仮差押えの執行があった不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余が生じなかったときは、その旨を仮差押えの執行をした裁判所に通知するものとする。第5条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 [略]

4 政令第10条第4項の規定による通知は、県税条例施行規則第43条に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該不動産につき仮差押えの執行がされている旨を記載して行なうものとする。

（船舶に対する強制執行）

第13条 第9条から第11条までの規定は、滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して強制執行が開始された場合について準用する。

2 政令第11条第2項の規定による通知は、船舶国籍証書等取上済通知書（別記様式第13号）によって行うものとする。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第13条の2 第12条の規定は滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して仮差押えの執行がされた場合について、前条第2項の規定は滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合について、それぞれ準用する

（競売法による競売）

第14条 第9条、第10条及び第11条第2項の規定は、滞納処分による差押がされている不動産又は船舶の競売法（明治31年法律第15号）による競売に関して準用する。

2 政令第12条において準用することとなる国税徴収法第81条の規定による通知は、任意競売続行通知書（別記様式第13号）によって行うものとする。

（不動産又は船舶を目的とする競売）

第14条 第9条から第11条までの規定は、滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売が開始された場合について、第13条の規定は滞納処分による差押えがされている船舶を目的とする競売が開始された場合について、それぞれ準用する。

（航空機に対する強制執行等）

第14条の2 第13条の規定は滞納処分による差押えがされている航空機に対して強制執行又は競売が開始された場合について、第13条の2の規定は滞納処分による差押えがされている航空機に対して仮差押えの執行がされた場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「船舶国籍証書等」とあるのは「航空機登録証明書等」と読み替えるものとする。

（自動車等に対する強制執行及び競売）

第14条の3 第10条及び第11条の規定は滞納処分による差押え後に強制執行又は競売が開始された自動車、建設機械又は小型船舶（以下この項において「差押え競合自動車等」という。）について、第4条第1項及び第2項（これらの規定を第6条第1項において準用する場合を含む。）の規定は差押え競合自動車等で徴税吏員等が占有しているものについて、第9条の規定は差押え競合自動車等で徴税吏員等が占有していないものについて、それぞれ準用する。

2 政令第12条の3第2項の規定による通知は、自動車等占有済通知書（別記様式第14号）によって行うものとする。

3 第16条の規定は、政令第12条の3第4項において準用する政令第14条第4項前段の規定による通知について準用する。

（自動車等に対する仮差押えの執行）

第14条の4 第12条の規定は滞納処分による差押えがされている自動車、建設機械又は小型船舶に対して仮差押えの執行がされた場合について、前条第3項の規定は滞納処分による差押えがされている自動車、建設機械又は小型船舶に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合について、第4条第1項から第3項まで及び前条第2項の規定は滞納処分による差押えがされている自動車、建設機械又は小型船舶に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合において徴税吏員等がその占有をしているときについて、それぞれ準用する。

第3節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

（事情届）

第14条の5 政令第12条の5第1項の規定による書面は、事情届（別記様式第15号）による。

（事情届があった旨の通知）

第14条の6 政令第12条の6第1項の規定による書面は、事情届通知書（別記様式第16号）による。

（滞納処分による差押えの解除の通知等）

第14条の7 第9条第1項の規定は、政令第12条の7第1項の規定による書面について準用する。

2 第9条第2項の規定は、政令第12条の7第2項において準用する政令第7条第2項の規定による通知について準用する。

3 第4条第1項及び第2項の規定は、政令第12条の7第4項において準用する政令第3条第1項及び第2項の規定による通知について準用する。

（第三債務者からの取立金の残余の交付等の際の通知）

<p>第 3 章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p>第 1 節 有体動産に対する滞納処分 (差押書及び交付要求書)</p> <p>第 15 条 法第 21 条第 2 項の規定により徴税吏員等が執行官に交付する書面は、<u>差押書及び交付要求書 (別記様式第 14 号)</u> による。 (<u>差押財産引受通知書</u>)</p> <p>第 16 条 政令第 14 条第 4 項の規定による通知は、<u>差押財産引受通知書 (別記様式第 15 号)</u> によって行うものとする。 (<u>差押解除書等</u>)</p> <p>第 17 条 法第 24 条の規定により徴税吏員等が執行官に交付する書面は、<u>差押解除書 (別記様式第 16 号)</u> による。</p> <p>2 政令第 15 条第 2 項の規定による通知は、<u>県税条例施行規則第 43 条</u>に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該差押解除に係る<u>有体動産</u>につき強制執行による差押えがされている旨を記載して行なうものとする。 (<u>仮差押物に対する滞納処分</u>)</p> <p>第 19 条 第 4 条、第 5 条及び第 17 条第 2 項の規定は、<u>仮差押</u>の執行後に滞納処分による差押をした<u>有体動産</u>に関して準用する。ただし、その<u>有体動産</u>で滞納処分による<u>参加差押</u>がされているものについては、第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定はこの限りでない。</p>	<p>第 14 条の 8 第 5 条第 1 項の規定は、政令第 12 条の 8 において準用する政令第 4 条の規定による通知について準用する。</p> <p>2 第 5 条第 2 項の規定は、<u>法第 20 条の 8 第 1 項</u>において準用する<u>法第 6 条第 3 項</u>の規定による通知について準用する。 (<u>強制執行続行の決定があった場合の通知等</u>)</p> <p>第 14 条の 9 第 7 条の規定は、<u>法第 20 条の 8 第 1 項</u>において準用する<u>法第 10 条第 3 項</u>の規定による交付要求について準用する。</p> <p>2 第 11 条第 1 項及び第 14 条の 7 第 3 項の規定は、<u>法第 20 条の 8 第 1 項</u>に規定する<u>差押え競合債権</u>につき強制執行続行の決定があった場合について準用する。 (<u>仮差押えの執行</u>)</p> <p>第 14 条の 10 第 12 条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条の 5 及び第 14 条の 6 の規定は滞納処分による差押えがされている債権に対して<u>仮差押え</u>の執行がされた場合について、第 14 条の 7 第 1 項の規定は政令第 12 条の 11 第 1 項において準用する政令第 12 条の 7 第 1 項の規定による書面について、それぞれ準用する。この場合において、<u>第 12 条第 2 項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは法第 20 条の 9 第 1 項</u>において準用する<u>法第 20 条の 6 第 1 項</u>の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替えるものとする。 (<u>担保権の実行又は行使</u>)</p> <p>第 14 条の 11 第 14 条の 5 から第 14 条の 9 までの規定は、滞納処分による差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。 (<u>その他の財産権に対する強制執行等</u>)</p> <p>第 14 条の 12 滞納処分による差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、<u>仮差押えの執行又は担保権の実行</u>については、滞納処分による差押えがされている債権に対する強制執行、<u>仮差押えの執行又は担保権の実行の例</u>による。</p> <p>第 3 章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p>第 1 節 動産に対する滞納処分 (差押書及び交付要求書)</p> <p>第 15 条 法第 21 条第 2 項の規定により徴税吏員等が執行官に交付する書面は、<u>差押書及び交付要求書 (別記様式第 17 号)</u> による。 (<u>動産の引渡しを受けたときの通知</u>)</p> <p>第 16 条 政令第 14 条第 4 項の規定による通知は、<u>差押財産引受通知書 (別記様式第 18 号)</u> によって行うものとする。 (<u>差押解除書及び交付要求解除通知書等</u>)</p> <p>第 17 条 法第 24 条の規定により徴税吏員等が執行官に交付する書面は、<u>差押解除書及び交付要求解除通知書 (別記様式第 19 号)</u> による。</p> <p>2 政令第 15 条第 2 項の規定による通知は、<u>県税条例施行規則第 43 条</u>に規定する差押解除通知書の備考欄に、当該差押解除に係る<u>動産</u>につき強制執行による差押えがされている旨を記載して行なうものとする。 (<u>仮差押物に対する滞納処分</u>)</p> <p>第 19 条 第 4 条、第 5 条及び第 17 条第 2 項の規定は、<u>仮差押え</u>の執行後に滞納処分による差押えをした<u>動産</u>に関して準用する。ただし、その<u>動産</u>で滞納処分による<u>参加差押え</u>がされているものについては、第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。</p> <p>(<u>競売による差押えがされている動産に対する滞納処分</u>)</p> <p>第 19 条の 2 第 15 条から第 18 条までの規定は、<u>競売による差押え</u>がされている動産に対する滞納処分について準用する。</p>
--	---

第 2 節 不動産又は船舶に対する滞納処分

（差押通知書及び交付要求書）

第20条 政令第19条の規定による書面は、差押通知書及び交付要求書（別記様式第17号）による。

（強制競売完結通知書）

第21条 政令第20条の規定による通知は、強制競売完結通知書（別記様式第18号）によって行うものとする。

（差押解除通知書）

第22条 第9条の規定は、政令第21条の規定による通知について準用する。

（滞納処分統行通知書）

第23条 政令第22条において準用する政令第20条の規定による通知は、滞納処分統行通知書（別記様式第19号）によって行うものとする。

（仮差押不動産に対する滞納処分）

第24条 第12条の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした不動産に関して準用する。

（船舶に対する滞納処分）

第25条 第20条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押の執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分に関して準用する。

（競売法による競売手続開始後の滞納処分）

第26条 第20条、第22条及び第23条の規定は、競売法による競売手続開始の決定があった不動産又は船舶に対する滞納処分に関して準用する。

2 政令第25条において準用する政令第20条の規定による通知は、任意競売完結通知書（別記様式第20号）によって行うものとする

〃

第 2 節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

（滞納処分の通知）

第20条 政令第19条の規定による書面は、差押通知書及び交付要求書（別記様式第20号）による。

（強制競売の申立ての取下げ等の通知があった場合の通知）

第21条 政令第20条の規定による通知は、強制競売終了通知書（別記様式第21号）によって行うものとする。

（滞納処分による差押えの解除の通知等）

第22条 第9条第1項の規定は、政令第21条第2項において準用する政令第7条第1項の規定による書面について準用する。

2 第17条第2項の規定は、政令第21条第2項において準用する政令第15条第2項の規定による通知について準用する。

（滞納処分統行承認の決定があった場合の通知）

第23条 政令第22条において準用する政令第20条の規定による通知は、滞納処分統行通知書（別記様式第22号）によって行うものとする。

（仮差押不動産に対する滞納処分）

第24条 第12条の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした不動産に関して準用する。

（強制執行が開始されている船舶に対する滞納処分）

第25条 第20条から第23条までの規定は、強制執行が開始されている船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

（仮差押えの執行がされている船舶に対する滞納処分）

第25条の2 第12条の規定は、仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

（競売の開始決定があった不動産又は船舶に対する滞納処分）

第26条 第20条から第23条までの規定は競売の開始決定があった不動産に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第25条の規定は競売の開始決定があった船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について、それぞれ準用する。

（航空機に対する滞納処分）

第27条 第25条の規定は強制執行又は競売が開始されている航空機に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第25条の2の規定は仮差押えの執行がされている航空機に対して滞納処分による差押えがされた場合について、それぞれ準用する。

（強制執行又は競売が開始されている自動車等に対する滞納処分）

第28条 第20条から第22条までの規定は強制執行又は競売が開始されている自動車、建設機械又は小型船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第14条の3第2項及び第23条の規定は強制執行又は競売の開始後に滞納処分による差押えがされた自動車、建設機械又は小型船舶（以下この項において「差押え競合自動車等」という。）につき滞納処分統行承認の決定があった場合について、第4条第1項及び第2項の規定は徴税吏員等が差押え競合自動車等を占有した場合について、それぞれ準用する。

2 第16条の規定は、政令第27条第2項において準用する政令第14条第4項前段の規定による通知について準用する。

（仮差押えの執行がされている自動車等に対する滞納処分）

第29条 第12条及び第14条の3第3項の規定は、仮差押えの執行が

されている自動車、建設機械又は小型船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

2 第4条第1項から第3項までの規定は、政令第28条第2項において準用する政令第3条第1項から第3項までの規定による通知について準用する。

第3節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分
(滞納処分による差押えの通知等)

第30条 政令第29条第1項の規定による書面は、債権差押通知書(別記様式第23号)による。ただし、徴税吏員等が法第36条の11第1項に規定する差押え競合債権(以下この条及び第32条において「差押え競合債権」という。)であって、条件付若しくは期限付であるもの若しくは反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの又は動産の引渡しを目的とするものに対して滞納処分による差押えをした場合には、債権差押通知書及び交付要求書(別記様式第24号)による。

2 政令第29条第2項の規定による書面は、滞納現在額申立書(別記様式第25号)による。

3 第1項本文の規定は、政令第29条第3項の規定による通知について準用する。

(滞納処分による差押えの解除の通知等)

第31条 第14条の7第1項の規定は、政令第30条第2項において準用する政令第12条の7第1項の規定による書面について準用する。

。(強制競売の申立ての取下げ等の通知があった場合の通知等の規定の準用)

第32条 第21条及び第23条の規定は差押え競合債権について、第16条(第18条において準用する場合を含む。)の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、それぞれ準用する。

(仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分)

第33条 第14条の10の規定は、仮差押えの執行がされている債権に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分)

第34条 第30条から第32条までの規定は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分について準用する。

。(その他の財産権に対する滞納処分)

第35条 強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、特別の定めがあるもののほか、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例による。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

差押調書等の閲覧（謄写）請求書			
年 月 日			
県税・総務事務所長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 裁判所 執行官 氏 名 ㊟ </div>			
次のとおり、滞納者が所有している財産に関係がある書類の閲覧（謄写）を滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 2 条の規定により請求します。			
滞 納 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
債 権 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	（名称、数量、性質及び所在）		
請求する 書 類			

記載要領

次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 2 条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えるものとする。

ア	イ
第 8 条において準用する第 3 条	第 6 条において準用する同令第 2 条
第 8 条の 2 において準用する第 3 条	第 6 条の 2 において準用する同令第 2 条

様式第 2 号（第 3 条関係）

差押調書等の謄本交付請求書			
県税・総務事務所長 殿		年 月 日	
		裁判所 執行官 氏 名 ㊟	
<p>次のとおり、滞納者が所有している財産に関係がある書類の謄本の交付を滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 2 条の規定により請求します。</p> <p>なお、差押調書に表示されている財産について公売その他の事由により権利関係に変動があるときはその旨を、債権者及び債務者以外の者が占有している財産があるときはその旨をお知らせください。</p>			
滞 納 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
債 権 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)		
請求する 書 類			

注 郵送による謄本の交付を希望する場合は、郵送に必要な郵便切手を添付してください。

記載要領

次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 2 条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えるものとする。

ア	イ
第 8 条において準用する第 3 条	第 6 条において準用する同令第 2 条
第 8 条の 2 において準用する第 3 条	第 6 条の 2 において準用する同令第 2 条

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 3 号（第 4 条関係）		様式第 3 号（第 4 条関係）	
<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>裁判所 執行官 殿</p> <p>[略]</p> <p>二重差押に係る有体動産を下記により引き渡しますから通知します。</p>		<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>裁判所 執行官 様</p> <p>[略]</p> <p>差押財産を次のとおり引き渡しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 3 条第 1 項の規定により通知します。</p>	
滞納者	住（居）所 氏 名	滞 納 者	住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称）
引渡しをする差押財産の表示及び強制執行等についての事件名等	（名称、数量、性質及び所在） 事件番号 事件名	事件番号	事件名
引渡しの日時及び場 所	年 月 日 場 所	引渡しをする差押財産の表示	（名称、数量、性質及び所在）
参加差押の有無及び庁等の所在		引 渡 年 月 日	年 月 日
その他の事項		引 渡 場 所	
		引 渡 方 法 等	
		参 加 差 押 え	所在地 執行機関 名 称
			差押財産の表示 （名称、数量、性質及び所在）
記載要領	記載要領		
1 「参加差押の有無及び庁等の所在」欄には、差押財産につき滞納処分による参加差押がされていないときはその旨、参加差押がされているときは、その参加差押（2以上の参加差押がされているときは、その最も先にされたもの）をしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の名称及び所在並びにその差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること	1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 3 条第 1 項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。		
		ア	イ
		第 6 条第 1 項において準用する第 4 条第 1 項	第 5 条第 1 項において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 8 条において準用する第 4 条第 1 項	第 6 条において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 8 条の 2 において準用する第 4 条第 1 項	第 6 条の 2 において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 8 条の 2 において準用する第 6 条第 1 項において準用する第 4 条第 1 項	第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 14 条の 3 第 1 項（強制執行続行の決定及び競売続行の決定があったときに係る場合を除く。）において準用する第 4 条第 1 項	第 12 条の 3 第 1 項において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 14 条の 3 第 1 項（強制執行続行の決定及び競売続行の決定があったときに係る場合に限る。）において準用する第 6 条第 1 項において準用する第 4 条第 1 項	第 12 条の 3 第 1 項において準用する同令第 5 条第 1 項において準用する同令第 3 条第 1 項
		第 14 条の 4 において準用す	第 12 条の 4 において準用す

2 「その他の事項」欄には、徴税吏員以外の者が差押財産を保管している場合であって、保管者から直接にその財産を執行官に引渡しをさせようとするときはその旨、滞納処分による差押の時執行官に依頼した債権者及び債務者以外の第三者が差押財産を占有しているときは、その旨その引渡しにつき必要があると認められる事項（引渡財産の概算1日分の保管料金額等）があるときは、その旨をそれぞれ記載すること。

様式第4号（第4条関係）

[略]	
[略] あなたが保管中の下記の財産を執行官 市 町 郡 村 番地 へ渡してください。	
引表に 渡示つ し及び をびて す強の る制事 財執件 産行名 の等等	(名称、数量、性質及び所在) 事件番号 事件名
参 考 事 項	

記載要領

る第4条第1項	る同令第3条第1項
第14条の7第3項において準用する第4条第1項	第12条の7第4項において準用する同令第3条第1項
第14条の11において準用する第14条の7第3項において準用する第4条第1項	第12条の12において準用する同令第12条の7第4項において準用する同令第3条第1項
第19条において準用する第4条第1項	第17条において準用する同令第3条第1項
第28条第1項において準用する第4条第1項	第27条第1項において準用する同令第3条第1項
第29条第2項において準用する第4条第1項	第28条第2項において準用する同令第3条第1項

2 「引渡し」欄の「引渡方法等」欄には、徴税吏員以外の者が差押財産を保管している場合であって、保管者から直接にその財産を執行官に引渡しをさせようとするときはその旨を、滞納処分による差押えの時執行官に依頼した債権者及び債務者以外の第三者が差押財産を占有しているときはその旨を、その引渡しにつき必要があると認められる事項（引渡財産の概算1日分の保管料金額等）があるときはその旨を、それぞれ記載すること。

3 差押財産につき2以上の参加差押えがされている場合は、「参加差押え」欄の「執行機関」欄には、そのうち最も先にされたものを参加差押えしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

[略]		
[略] あなたが保管中の次の財産を執行官に引き渡してください。 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第3条第2項の規定により依頼します。		
所属地方裁判所	地方裁判所	支部
執 行 官		
事件番号	事件名	
引渡しをする財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)	
参 考 事 項		

記載要領

1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第3条第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第6条第1項において準用する第4条第2項	第5条第1項において準用する同令第3条第2項
第8条において準用する第4条第2項	第6条において準用する同令第3条第2項

考 事 項		所属地方裁判所	地方裁判所 支部												
		執 行 官													
		引 渡 年 月 日	年 月 日												
		参 考 事 項													
記載要領		記載要領													
<p>1・2 [略]</p> <p>3 強制執行の続行の決定があったことにより財産の引渡しをした場合には、差押解除に関する字句をすべてまっ消すること。</p>		<p>1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第3条第3項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ア</th> <th style="width: 50%;">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8条において準用する第4条第3項</td> <td>第6条において準用する同令第3条第3項</td> </tr> <tr> <td>第8条の2において準用する第4条第3項</td> <td>第6条の2において準用する同令第3条第3項</td> </tr> <tr> <td>第14条の4において準用する第4条第3項</td> <td>第12条の4において準用する同令第3条第3項</td> </tr> <tr> <td>第19条において準用する第4条第3項</td> <td>第17条において準用する同令第3条第3項</td> </tr> <tr> <td>第29条第2項において準用する第4条第3項</td> <td>第28条第2項において準用する同令第3条第3項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 強制執行の続行の決定があったことにより財産の引渡しをした場合には、差押解除に関する字句を全て抹消すること。</p>		ア	イ	第8条において準用する第4条第3項	第6条において準用する同令第3条第3項	第8条の2において準用する第4条第3項	第6条の2において準用する同令第3条第3項	第14条の4において準用する第4条第3項	第12条の4において準用する同令第3条第3項	第19条において準用する第4条第3項	第17条において準用する同令第3条第3項	第29条第2項において準用する第4条第3項	第28条第2項において準用する同令第3条第3項
ア	イ														
第8条において準用する第4条第3項	第6条において準用する同令第3条第3項														
第8条の2において準用する第4条第3項	第6条の2において準用する同令第3条第3項														
第14条の4において準用する第4条第3項	第12条の4において準用する同令第3条第3項														
第19条において準用する第4条第3項	第17条において準用する同令第3条第3項														
第29条第2項において準用する第4条第3項	第28条第2項において準用する同令第3条第3項														
様式第6号(第4条関係)		様式第6号(第4条関係)													
差押財産引渡済通知書(甲)		差押財産引渡済通知書													
[略]		[略]													
裁判所 執行官 殿		裁判所 執行官 様													
[略]		[略]													
差押中の下記の財産は、 <u> </u> 年 月 日下記の行政機関等に引き渡したから通知します。		差押え中の次の財産は、次の行政機関等に引き渡したので、 <u>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第3条第4項の規定により通知します。</u>													
滞 納 者	住(居)所 氏 名	滞 納 者	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)												
引示つ き及び 渡びて し強の た制事 財執件 産行名 の等等 表に	(名称、数量、性質及び所在) 事件番号 事件名	事 件 番 号	事件名 (名称、数量、性質及び所在)												
引た関 き行等 渡政 し機	所 在 名 称	引き渡した 行政機関等	所在地 名 称												
参 考 事		引 渡 年 月 日	年 月 日												
		引 渡 した 書 類 名													
		参 考 事 項													

項							
<p>記載要領</p> <p>1 この通知書は、徴税吏員が法第5条第2項ただし書の有体動産につき滞納処分による参加差押をしている徴税吏員等に引き渡した場合に作成すること。</p> <p>2 「引き渡した行政機関等の所在名称」欄には、引渡しを受けた徴税吏員等の属する庁その他の事務所を記載すること。</p> <p>3 [略]</p>	<p>記載要領</p> <p>1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第3条第4項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア</th> <th style="text-align: center;">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8条において準用する第4条第4項</td> <td style="text-align: center;">第6条において準用する同令第3条第4項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第19条において準用する第4条第4項</td> <td style="text-align: center;">第17条において準用する同令第3条第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 この通知書は、徴税吏員が法第5条第2項ただし書の動産につき滞納処分による参加差押えをしている徴収職員等に引き渡した場合に作成すること。</p> <p>3 「引き渡した行政機関等」欄には、引渡しを受けた徴収職員等の属する庁その他の事務所を記載すること。</p> <p>4 [略]</p>	ア	イ	第8条において準用する第4条第4項	第6条において準用する同令第3条第4項	第19条において準用する第4条第4項	第17条において準用する同令第3条第4項
ア	イ						
第8条において準用する第4条第4項	第6条において準用する同令第3条第4項						
第19条において準用する第4条第4項	第17条において準用する同令第3条第4項						

別記様式第7号から別記様式第9号までを次のように改める。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

残 余 金 交 付 通 知 書			
			年 月 日
執行官	裁判所	様	
			県税・総務事務所長 印
次の財産の換価に係る滞納者に交付すべき残余金を、残余金計算書のとおり交付しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 4 条の規定により通知します。			
滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)		
滞納者に交付すべき残余金		円	
交付年月日	年 月 日		
交付の方法	1 口座振替 2 現金送金 3 その他 ()		
参考事項			

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 4 条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第 8 条において準用する第 5 条第 1 項	第 6 条において準用する同令第 4 条

第 8 条の 2 において準用する第 5 条第 1 項	第 6 条の 2 において準用する同令第 4 条
第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 8 条において準用する同令第 4 条
第 12 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 10 条第 1 項において準用する同令第 4 条
第 13 条第 1 項において準用する第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 11 条第 1 項において準用する同令第 8 条において準用する同令第 4 条
第 13 条の 2 において準用する第 12 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 11 条の 2 において準用する同令第 10 条第 1 項において準用する同令第 4 条
第 14 条において準用する第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条において準用する同令第 8 条において準用する同令第 4 条
第 14 条において準用する第 13 条第 1 項において準用する第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条において準用する同令第 11 条第 1 項において準用する同令第 8 条において準用する同令第 4 条
第 14 条の 2 において準用する第 13 条第 1 項において準用する第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 2 において準用する同令第 11 条第 1 項において準用する同令第 8 条において準用する同令第 4 条
第 14 条の 2 において準用する第 13 条の 2 において準用する第 12 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 2 において準用する同令第 11 条の 2 において準用する同令第 10 条第 1 項において準用する同令第 4 条
第 14 条の 3 第 1 項において準用する第 10 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 3 第 1 項において準用する同令第 8 条において準用する同令第 4 条
第 14 条の 4 において準用する第 12 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 4 において準用する同令第 10 条第 1 項において準用する同令第 4 条
第 14 条の 8 第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 8 において準用する同令第 4 条
第 14 条の 10 において準用する第 12 条第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 11 第 1 項において準用する同令第 10 条第 1 項において準用する同令第 4 条
第 14 条の 11 において準用する第 14 条の 8 第 1 項において準用する第 5 条第 1 項	第 12 条の 12 において準用する同令第 12 条の 8 において準用する同令第 4 条

第19条において準用する第5条第1項	第17条において準用する同令第4条
第24条において準用する第12条第1項において準用する第5条第1項	第23条において準用する同令第10条第1項において準用する同令第4条
第25条の2において準用する第12条第1項において準用する第5条第1項	第24条の2において準用する同令第10条第1項において準用する同令第4条
第27条において準用する第25条の2において準用する第12条第1項において準用する第5条第1項	第26条において準用する同令第24条の2において準用する同令第10条第1項において準用する同令第4条
第29条第1項において準用する第12条第1項において準用する第5条第1項	第28条第1項において準用する同令第10条第1項において準用する同令第4条
第33条において準用する第14条の10において準用する第12条第1項において準用する第5条第1項	第32条において準用する同令第12条の11第1項において準用する同令第10条第1項において準用する同令第4条

- 2 滞納処分による差押えと仮差押えの執行とが競合する財産（動産又は船舶国籍証書等、航空機登録証明書等及び自動車等の取上げを命ずる方法により仮差押えの執行がされた船舶、航空機及び自動車等を除く。）について、滞納者に交付すべき残余が生じ、この金銭を執行裁判所に交付するときは、「参考事項」欄に仮差押えの執行裁判所、事件番号、事件名、仮差押債権者の住（居）所又は所在地及び氏名又は名称を記載すること。

様式第 7 号附表 (第 5 条関係)

残余金計算書					
換価財産の表示					
区 分	年 月 日	種 目	金 額	備 考	
受 入	・ ・		円		
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	計				
支 出	債権者の住所及び氏名	確認した債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
	計				
滞納者に交付すべき金額			円		
換価代金等の交付	期 日	年 月 日			
	場 所				
交付した金額 の計算	残余金として交付すべき金額		円		
	送料その他の支払		円		
			円		
	差 引 交 付 し た 金 額		円		

記載要領

「換価財産の表示」欄には、「残余金交付通知書に記載のとおり」と記載すること。

様式第 8 号 (第 5 条関係)

残 余 金 皆 無 通 知 書			
		年 月 日	
執行官	裁判所	様	
	宮崎県	市 郡	町 村 番地
		県税・総務事務所長	印
<p>次の財産の換価について、残余金計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金が生じなかったので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 6 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
滞 納 者	住 (居) 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称)		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)		

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 6 条第 3 項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第 8 条において準用する第 5 条第 2 項	第 11 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 3 項
第 8 条の 2 において準用する第 5 条第 2 項	第 11 条の 2 において準用する同法第 6 条第 3 項
第 10 条第 2 項において準用する第 5 条第 2 項	第 17 条において準用する同法第 6 条第 3 項
第 13 条第 1 項において準用する第 10 条第 2 項において準用する第 5 条第 2 項	第 19 条において準用する同法第 17 条において準用する同法第 6 条第 3 項

第14条において準用する第10条第2項（第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する第5条第2項	第20条において準用する同法第17条において準用する同法第6条第3項
第14条の8第2項において準用する第5条第2項	第20条の8第1項において準用する同法第6条第3項
第14条の11において準用する第14条の8第2項において準用する第5条第2項	第20条の10において準用する同法第20条の8第1項において準用する同法第6条第3項
第19条において準用する第5条第2項	第28条において準用する同法第6条第3項

- 2 第12条第2項（第13条の2（第14条の2において準用する場合を含む。））、第14条の4、第14条の10（第33条において準用する場合を含む。））、第24条、第25条の2（第27条において準用する場合を含む。）又は第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項の規定により通知」とあるのは「通知」に書き替えること。
- 3 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第14条の2において準用する第13条第1項において準用する第10条第2項において準用する第5条第2項	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第12条の2において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項
第14条の3第1項において準用する第10条第2項において準用する第5条第2項	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第12条の3第1項において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項

様式第 8 号附表 (第 5 条関係)

残余金計算書					
換価財産の表示					
区分	年 月 日	種 目	金 額	備 考	
受 入	・ ・		円		
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	計				
支 出	債権者の住所及び氏名	確認した債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
	計				
滞納者に交付すべき金額			円		
換価代金等の交付	期 日	年 月 日			
	場 所				
交付した金額 の計算	残余金として交付すべき金額		円		
	送料その他の支払		円		
			円		
	差 引 交 付 し た 金 額		円		

記載要領

「換価財産の表示」欄には、「残余金皆無通知書に記載のとおり」と記載すること。

様式第 9 号（第 6 条関係）

差押財産引渡済通知書			
			年 月 日
県	市 郡	町 村	番地
殿			
			宮崎県 市 町 村 番地
			県税・総務事務所長 印
<p>滞納処分による差押えをした次の滞納者の財産は、強制執行続行の決定があったため、次のとおり執行官に引き渡しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 5 条第 2 項の規定において準用する国税徴収法第 81 条の規定により通知します。</p>			
滞 納 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
事 件 番 号		事 件 名	
引き渡した財産の表示		（名称、数量、性質及び所在）	
引き渡した 行政機関	所在地		
	名 称		
引 渡 年 月 日		年 月 日	
引き渡した書類名			
参 考 事 項			

記載要領

- 1 第 8 条の 2 において準用する第 6 条第 2 項の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 5 条第 2 項」とあるのは「第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 2 項」に書き替えること。
- 2 宛先は、国税徴収法第 55 条各号に掲げる者及び交付要求している者があるときはその属

する庁その他の事務所とすること。

- 3 「参考事項」欄には、執行官に差押えの申立てをした債権者及び債務者以外の第三者が占有していた場合にはその旨を、保管者から引渡しを受けた場合にはその旨その他必要と認められる事項を記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
様式第10号（第7条関係）				様式第10号（第7条関係）			
[略] [略] 裁判所 執行官 殿 [略] さきに滞納処分による差押中強制執行続行の決定がありました。下記の滞納者の財産について、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 条第 項の規定により交付要求します。				[略] [略] 裁判所 執行官 様 [略] 滞納処分による差押え中に強制執行続行の決定がありました滞納者の財産について、次のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条第3項の規定により交付要求します。			
滞納者		住(居)所 氏名		滞納者		住(居)所 (所在地) 氏名 (名称)	
財産の表示		名称、数量、性質及び所在		財産の表示		(名称、数量、性質及び所在)	
差押年月日		年月日		差押年月日		年月日	
滞納金額	[略]	※ 延滞金額	[略]	※ 滞納処分費	[略]	法定納期限等	
		円		円		・	・
		()		()		・	・
		()		()		・	・
		()		()		・	・
		()		()		・	・
計	()		()		・	・	
(注) ※印のある項目のかっこ内に掲げる金額は、便宜上この通知書作成の日までのものを概算して記載したものです。				注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。			
記載要領				記載要領			
1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第10条第3項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。				1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第10条第3項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。			
ア		イ		ア		イ	
第8条の2において準用する第7条		第11条の2において準用する同法第10条第3項		第8条の2において準用する第7条		第11条の2において準用する同法第10条第3項	
第11条第2項において準用する第7条		第17条において準用する同法第10条第3項		第11条第2項において準用する第7条		第17条において準用する同法第10条第3項	
第13条第1項において準用する第11条第2項において準用する第7条		第19条において準用する同法第17条において準用する同法第10条第3項		第13条第1項において準用する第11条第2項において準用する第7条		第19条において準用する同法第17条において準用する同法第10条第3項	
第14条において準用する第11条第2項（第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する第7条		第20条において準用する同法第17条において準用する同法第10条第3項		第14条において準用する第11条第2項（第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する第7条		第20条において準用する同法第17条において準用する同法第10条第3項	
第14条の9第1項において準用する第7条		第20条の8第1項において準用する同法第10条第3項		第14条の9第1項において準用する第7条		第20条の8第1項において準用する同法第10条第3項	
第14条の11において準用する第14条の9第1項におい		第20条の10において準用する同法第20条の8第1項に		第14条の11において準用する第14条の9第1項におい		第20条の10において準用する同法第20条の8第1項に	

て準用する第 7 条	において準用する同法第 10 条第 3 項
------------	-----------------------

2 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 10 条第 3 項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第 14 条の 2 において準用する第 13 条第 1 項において準用する第 11 条第 2 項において準用する第 7 条	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 12 条の 2 において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 10 条第 3 項
第 14 条の 3 第 1 項において準用する第 11 条第 2 項において準用する第 7 条	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 12 条の 3 第 1 項において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 10 条第 3 項

様式第 11 号 (第 9 条関係)

差押解除通知書	
[略] 裁判所 執行官 殿 [略]	
さきに滞納処分による差押えをした下記の滞納者の財産は、 年 月 日差押えを解除したから滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 条の規定により通知します。	
滞納者	住(居)所 氏 名
引渡しをする差押財産の表示及び強制執行等についての事件名等	(名称、数量、性質及び所在) 事件番号 事件名
参加差押の有無及び庁等の所在	
参 考 事 項	

記載要領

- 「参加差押の有無及び庁等の所在」欄には、差押財産につき滞納処分による参加差押がされていないときはその旨、参加差押がされているときは、その参加差押(2以上の参加差押がされているときはその最も先にされるもの)をしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の名称及び所在並びにその差押財産の名称、数量、性質及び所在を記載すること。
- 滞納処分による差押中の不動産又は船舶について競売手続

様式第 11 号 (第 9 条関係)

差押解除通知書及び交付要求解除通知書	
[略] 裁判所 執行官 様 [略]	
次の財産の差押えを解除したので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 14 条の規定により通知します。 なお、交付要求も解除します。	
滞 納 者	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)
事件番号	事件名
引渡しをする差押財産の表示(差押えの解除の範囲)	(名称、数量、性質及び所在)
差 押 年 月 日	年 月 日
差押解除年月日	年 月 日
交付要求年月日	年 月 日
参 加 差 押 え	執行機関 所在地 名 称 (名称、数量、性質及び所在) 差押財産の表示

記載要領

- 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第 14 条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第 13 条第 1 項において準用する第 9 条第 1 項	第 19 条において準用する同法第 14 条
第 14 条において準用する第	第 20 条において準用する同

開始の決定又は競売法による競売手続開始の決定があった場合において当該差押えを解除したときは「参考事項」欄に「
年 月 日付け差押通知書及び交付要求書により貴裁判
所に対して行った交付要求を解除する。」旨記載すること。

9 条第 1 項（第 13 条第 1 項 において準用する場合を含 む。）	法第 14 条
第 14 条の 7 第 1 項において 準用する第 9 条第 1 項	第 20 条の 8 第 1 項において 準用する同法第 14 条
第 14 条の 11 において準用す る第 14 条の 7 第 1 項におい て準用する第 9 条第 1 項	第 20 条の 10 において準用す る同法第 20 条の 8 第 1 項に おいて準用する同法第 14 条

2 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 14 条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第 12 条第 3 項において準用 する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 10 条第 2 項
第 13 条の 2 において準用す る第 12 条第 3 項において準 用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 11 条の 2 において準用する 同令第 10 条第 2 項
第 14 条の 2 において準用す る第 13 条第 1 項において準 用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 2 において準用する 滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する法律第 14 条
第 14 条の 2 において準用す る第 13 条の 2 において準用 する第 12 条第 3 項において 準用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 2 において準用する 同令第 11 条の 2 において準 用する同令第 10 条第 2 項
第 14 条の 3 第 1 項において 準用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 3 において準用する 滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する法律第 14 条
第 14 条の 4 において準用す る第 12 条第 3 項において準 用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 4 において準用する 同令第 10 条第 2 項
第 14 条の 10 において準用す る第 12 条第 3 項において準 用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 11 第 1 項において準 用する同令第 10 条第 2 項
第 14 条の 10 において準用す る第 14 条の 7 第 1 項におい て準用する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 12 条の 11 第 1 項において準 用する同令第 12 条の 7 第 1 項において準用する同令第 10 条第 2 項
第 22 条第 1 項において準用 する第 9 条第 1 項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 21 条第 1 項

	第24条において準用する第12条第3項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 23条において準用する同令 第10条第2項
	第25条において準用する第22条第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 24条第1項において準用す る同令第21条第1項
	第25条の2において準用する第12条第3項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 24条の2において準用する 同令第10条第2項
	第26条において準用する第22条第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 25条において準用する同令 第21条第1項
	第26条において準用する第25条において準用する第22条第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 25条において準用する同令 第24条第1項において準用 する同令第21条第1項
	第27条において準用する第25条において準用する第22条第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 26条において準用する同令 第24条第1項において準用 する同令第21条第1項
	第27条において準用する第25条の2において準用する第12条第3項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 26条において準用する同令 第24条の2において準用す る同令第10条第2項
	第28条第1項において準用する第22条第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 27条第1項において準用す る同令第21条第1項
	第29条第1項において準用する第12条第3項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 28条第1項において準用す る同令第10条第2項
	第31条において準用する第14条の7第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 30条第1項
	第33条において準用する第14条の10において準用する第12条第3項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 32条において準用する同令 第12条の11第1項において 準用する同令第10条第2項
	第33条において準用する第14条の10において準用する第14条の7第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第 32条において準用する同令 第12条の11第1項において 準用する同令第12条の7第 1項において準用する同令 第10条第2項

第34条において準用する第31条において準用する第14条の7第1項において準用する第9条第1項	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第33条において準用する同令第30条第1項
---	--

- 3 差押財産につき2以上の参加差押えがされている場合は、「参加差押え」欄の「執行機関」欄には、そのうち最も先に登記されたものを参加差押えしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 4 交付要求を行っていない場合には、交付要求の解除に係る字句を二重線で抹消すること。
- 5 次の事項については、「参考事項」欄に記載すること。
- (1) 滞納処分による差押え後に強制執行による差押命令が発せられた債権について、滞納処分による差押えを解除した場合において第三債務者が供託をしているときは、払渡しの有無、払渡しを受けた金額並びに残余の有無及びその金額を記載すること。
- (2) 「船舶国籍証書等」、「航空機登録証明書等」、「自動車検査証等」、「債権証書」又は「供託正本」を執行裁判所に交付し、添付し、又は送付するときは、それぞれその旨を記載すること。

様式第12号（第11条関係）

強制執行続行通知書	
[略]	
滞納処分による差押えをした下記の滞納者の財産は、____年 月 日 裁判所において強制執行続行の決定があったから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定により通知します。	
滞納者	住(居)所 氏 名
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)
参考事項	

様式第12号（第11条関係）

強制執行等続行通知書	
[略]	
滞納処分による差押えをした次の滞納者の財産は、裁判所において担保権の実行としての競売続行の決定があったので担保権の実行又は行使、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定により通知します。	
滞納者	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)
事件番号	事件名
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)
強制執行等続行決定年月日	年 月 日
決定した裁判所	
参考事項	

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第9条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第13条第1項において準用する第11条第1項	第11条第1項において準用する同令第9条
第14条において準用する第11条第1項	第12条において準用する同令第9条
第14条において準用する第13条第1項において準用す	第12条において準用する同令第11条第1項において準

	る第11条第1項	用する同令第9条
	第14条の2において準用する第13条第1項において準用する第11条第1項	第12条の2において準用する同令第11条第1項において準用する同令第9条
	第14条の3第1項において準用する第11条第1項	第12条の3第1項において準用する同令第9条
	第14条の9第2項において準用する第11条第1項	第12条の9第2項
	第14条の11において準用する第14条の9第2項において準用する第11条第1項	第12条の12において準用する同令第12条の9第2項

2 不要部分は、二重線で抹消すること。

別記様式第13号から別記様式第20号までを次のように改める。

様式第13号 (第13条関係)

船舶国籍証書等取上済通知書			
		年 月 日	
執行官		裁判所 様	
		県税・総務事務所長 印	
次の書類について、国税徴収法第70条第3項の規定により取り上げていますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第11条第2項の規定により通知します。			
滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)		
取り上げている書類名			
差 押 年 月 日	年 月 日		
取 上 年 月 日	年 月 日		

記載要領

- 第14条の2において準用する第13条 (第13条の2において準用する場合を含む。) の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「船舶国籍証書等取上済通知書」とあるのは「航空機登録証明書等取上済通知書」に書き替えること。
- 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第11条第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第13条の2において準用する第13条第2項	第11条の2において準用する同令第11条第2項
第14条において準用する第13条第2項	第12条において準用する同令第11条第2項

第14条の2において準用する第13条第2項	第12条の2において準用する同令第11条第2項
第14条の2において準用する第13条の2において準用する第13条第2項	第12条の2において準用する同令第11条の2において準用する同令第11条第2項

様式第14号 (第14条の3関係)

自動車等占有済通知書			
		年 月 日	
執行官 裁判所 様		県税・総務事務所長 団	
自 動 車 次の建設機械について占有していますので、滞納処分と強制執行等との手続の調 小型船舶 整に関する政令第12条の3第2項の規定により通知します。			
滞 納 者	住 (居) 所 (所 在 地)		
	氏 名 (名 称)		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)		
差 押 年 月 日		年 月 日	
占 有 開 始 年 月 日		年 月 日	

記載要領

不要部分は、二重線で抹消すること。

様式第15号 (第14条の5 関係)

事 情 届			
年 月 日			
県税・総務事務所長 殿 (第三債務者) 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称			
次の金額を供託したので、供託書正本を添付し、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第2項の規定により、その事情を届け出ます。			
差押債権の表示	滞納者 (債権者)	住(居)所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	差押年月日	年 月 日	
	差押債権		
強制執行事件の表示	執行裁判所		
	事件番号		事件名
	債権者名		
	差押命令又は差押処分の送達年月日		年 月 日
	差押金額	円	
他よる滞納押え分に	執行機関	所在地	
		名称	
	差押通知書の送達年月日		
	差押えの範囲		
供託の事由等	供託事由		
	供託した金額	円	
	供託所	法務局	
	供託番号	年金第	号
	供託日時	年 月 日	午前・午後 時 分

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第20条の6第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えるものとする。

ア	イ
第14条の10において準用する第14条の5	第20条の9第1項において準用する同法第20条の6第2項
第14条の11において準用する第14条の5	第20条の10において準用する同法第20条の6第2項
第33条において準用する第14条の10において準用する第14条の5	第36条の12第1項において準用する同法第20条の6第2項

- 2 「差押債権の表示」欄の「差押年月日」欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載する。
- 3 「差押債権の表示」欄の「差押債権」欄には、債権差押通知書の「差押債権」欄に記載してあるとおりに記載する。
- 4 第14条の10（第33条において準用する場合を含む。）において準用する第14条の5の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「差押命令」とあるのは「仮差押命令」に、「差押金額」とあるのは「仮差押金額」に書き替えるものとする。
- 5 「他の滞納処分による差押え」欄に記載しきれないときは、適宜、用紙を用いて記載する。（差押えが複数あるときは、その全てを記載する。）

様式第16号 (第14条の6 関係)

事 情 届 通 知 書			
			年 月 日
執行官	裁判所	様	
	宮崎県	市 町 村	番地
		県税・総務事務所長	印
次のとおり滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第2項の規定による事情届が提出されたので、同条第3項の規定により通知します。			
滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
事件番号		事件名	
債権の 表示等	第 三 債 務 者	住 (居) 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	債 権 の 表 示		
滞 納 処 分 の 状 況	行政機関等	自 庁 分	他 庁 分
	所 在 地		
	名 称		
	差押年月日	年 月 日	年 月 日
	差押えの範囲		
供 託 の 事 由 等	供 託 事 由		
	供託した金額	金	円
	供 託 所	法務局	
	供 託 番 号	年金第	号
	供 託 日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
参考事項			

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第20条の6第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に、「同条第3項」とあるのは同表ウ欄に掲げる字句に、それぞれ書き替えること。

ア	イ	ウ
第14条の10において準用する第14条の6	第20条の9第1項において準用する同法第20条の6第2項	第20条の9第1項において準用する同法第20条の6第3項
第14条の11において準用する第14条の6	第20条の10において準用する同法第20条の6第2項	第20条の10において準用する同法第20条の6第3項
第33条において準用する第14条の10において準用する第14条の6	第36条の12第1項において準用する同法第20条の6第2項	第36条の12第1項において準用する同法第20条の6第3項

- 2 「債権の表示等」欄の「債権の表示」欄には、債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を記載すること。
- 3 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第12条の6第2項の規定により供託書正本の保管を証する書面を添付する場合は、その旨を「参考事項」欄に記載すること。

様式第17号 (第15条関係)

差押書及び交付要求書 (正本) (副本)											
執行官 裁判所 様										年 月 日	
宮崎県				市 郡		町 村		番地			
県税・総務事務所長										印	
滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第21条第1項の規定により、次の財産を差し押さえます。											
なお、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。											
滞 納 者		住(居)所 (所在地)									
		氏 名 (名 称)									
事件番号				事 件 名							
財産の表示		(名称、数量、性質及び所在)									
差押年月日		年 月 日									
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	督促状 発付 年月日	税 額	延 金	滞 額	加算 金額	滞 納 処 分 費	計	法定納期限等
			・	・	円		円	円	円	円	・
			・	・							・
			・	・							・
			・	・							・
	計										

注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

記載要領

第19条の2において準用する第15条の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第21条第1項」とあるのは「第28条の2において準用する同法第21条第1項」に書き替えること。

様式第18号（第16条関係）

差押財産引受通知書			
年 月 日			
住（居）所 氏 名		様	
県税・総務事務所長 印			
<p>次の財産について、<small>執行官</small>から引渡しを受けたので、<small>保管者</small>滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令第14条第4項の規定により通知します。</p>			
滞 納 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
事件番号		事 件 名	
財産の表示	（名称、数量、性質及び所在）		
執行官 （保管者）	所 在 地		
	名 称		
引渡年月日	年 月 日		
差押年月日	年 月 日		
参考事項			

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第14条第4項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第14条の3第3項において準用する第16条	第12条の3第4項において準用する同令第14条第4項

第14条の4において準用する第14条の3第3項において準用する第16条	第12条の4において準用する同令第12条の3第4項において準用する同令第14条第4項
第18条において準用する第16条	第16条において準用する同令第14条第4項
第19条の2において準用する第16条	第17条の2において準用する同令第14条第4項
第19条の2において準用する第18条において準用する第16条	第17条の2において準用する同令第16条において準用する同令第14条第4項
第28条第2項において準用する第16条	第27条第2項において準用する同令第14条第4項
第29条第1項において準用する第14条の3第3項において準用する第16条	第28条第1項において準用する同令第12条の3第4項において準用する同令第14条第4項
第32条（滞納処分続行承認の決定があった場合を除く。）において準用する第16条	第31条において準用する同令第14条第4項
第32条（滞納処分続行承認の決定があった場合に限る。）において準用する第16条	第31条において準用する同令第16条において準用する同令第14条第4項
第34条において準用する第32条（滞納処分続行承認の決定があった場合を除く。）において準用する第16条	第33条において準用する同令第31条において準用する同令第14条第4項
第34条において準用する第32条（滞納処分続行承認の決定があった場合に限る。）において準用する第16条	第33条において準用する同令第31条において準用する同令第16条において準用する同令第14条第4項

2 不要部分は、二重線で抹消すること。

様式第19号（第17条関係）

差押解除書及び交付要求解除通知書			
執行官		裁判所 様	年 月 日
		宮崎県	市 町 村 番地
		県税・総務事務所長	印
<p>次の財産の差押えを解除しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第24条の規定により、この書面を交付します。</p> <p>なお、交付要求も解除します。</p>			
滞 納 者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
事件番号			事 件 名
財 産 の 表 示		（名称、数量、性質及び所在）	
差 押 年 月 日		年 月 日	
交付要求年月日		年 月 日	
参 加 差 押 え	執行機関	所 在 地	
		名 称	
	差 押 財 産 の 表 示		（名称、数量、性質及び所在）
参 考 事 項			

記載要領

- 第19条の2において準用する第17条第1項の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第24条」とあるのは「第28条の2において準用する同法第24条」に書き替

えること。

- 2 差押財産につき 2 以上の参加差押えがされている場合は、「参加差押え」欄の「執行機関」欄には、そのうち最も先にされたものを参加差押えしている徴収職員等の属する庁その他の事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第20号 (第20条関係)

差押通知書及び交付要求書 (正本) (副本)												
執行官 裁判所 様										年 月 日		
宮崎県 市 町 村 番地 県税・総務事務所長 印												
次のとおり、滞納金額を徴収するため、次の財産を差し押さえたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条第2項の規定により通知します。 なお、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。												
滞 納 者		住 (居) 所 (所在地)										
		氏 名 (名 称)										
事件番号						事 件 名						
財産の表示		(名称、数量、性質及び所在)										
差押年月日		年 月 日										
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	督促状 発付 年月日	税額	延 金	滞 額	加算 金額	滞 納 処 分 費	計	法定納期限等	
			円		円	円	円	円	. .	
			
			
			
	計											

注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第29条第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第25条において準用する第20条	第35条において準用する同法第29条第2項
第26条において準用する第20条（第25条において準用する場合を含む。）	第36条において準用する同法第29条第2項

- 2 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条第2項」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第27条において準用する第25条において準用する第20条	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第26条において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条第2項
第28条第1項において準用する第20条	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第27条第1項において準用する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第29条第2項

別記様式第20号の次に次の5様式を加える。

様式第21号（第21条関係）

強制競売終了通知書										
							年	月	日	
住（居）所 氏 名			様							
			宮崎県	市 郡	町 村	番地				
			県税・総務事務所長						印	
<p style="text-align: center;">強 制 競 売 申立てが取り下げられた 次の財産について、裁判所から担保権の実行としての競売の手続を取り消す決定が効力を生 担保権の実行（行使）</p>										
<p>じた旨の通知があったので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第20条の規定により通知します。</p>										
滞 納 者	住（居）所 （所在地）									
	氏 名 （名 称）									
事件番号					事件名					
財産の表示			（名称、数量、性質及び所在）							
差押年月日			年 月 日							
執行裁判所										
強制競売等終了年月日			年 月 日							
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	計	備考	
			・ ・	円	円	円	円	円		
			・ ・							
			・ ・							
			・ ・							
	計									
参考事項										

注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

記載要領

- 1 次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第20条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第25条において準用する第21条	第24条第1項において準用する同令第20条
第26条において準用する第21条	第25条において準用する同令第20条
第26条において準用する第25条において準用する第21条	第25条において準用する同令第24条第1項において準用する同令第20条
第27条において準用する第25条において準用する第21条	第26条において準用する同令第24条第1項において準用する同令第20条
第28条第1項において準用する第21条	第27条第1項において準用する同令第20条
第32条において準用する第21条	第31条において準用する同令第20条
第34条において準用する第32条において準用する第21条	第33条において準用する同令第31条において準用する同令第20条

- 2 不要部分は、二重線で抹消すること。

様式第22号 (第23条関係)

滞 納 処 分 続 行 通 知 書										
							年	月	日	
住 (居) 所 氏 名			様							
			宮崎県	市 郡	町 村	番地				
			県税・総務事務所長						印	
<p>次の財産について、裁判所から滞納処分続行承認の決定があったので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第22条において準用する同令第20条の規定により通知します。</p>										
滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
事件番号					事件名					
財産の表示		(名称、数量、性質及び所在)								
差押年月日		年 月 日								
執行裁判所										
滞納処分続行承認決定年月日		年 月 日								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	計	備考	
			・ ・	円	円	円	円	円		
			・ ・							
			・ ・							
			・ ・							
	計									
参考事項										

注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

記載要領

次の表のア欄に掲げる規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第22条」とあるのは同表イ欄に掲げる字句に書き替えること。

ア	イ
第25条において準用する第23条	第24条第1項において準用する同令第22条
第26条において準用する第23条	第25条において準用する同令第22条
第26条において準用する第25条において準用する第23条	第25条において準用する同令第24条第1項において準用する同令第22条
第27条において準用する第25条において準用する第23条	第26条において準用する同令第24条第1項において準用する同令第22条
第28条第1項において準用する第23条	第27条第1項において準用する同令第22条
第32条において準用する第23条	第31条において準用する同令第22条
第34条において準用する第32条において準用する第23条	第33条において準用する同令第31条において準用する同令第22条

様式第23号 (第30条関係)

債 権 差 押 通 知 書									
執行官 (裁判所書記官)							年 月 日		
裁判所 様									
宮崎県							市	町	番地
郡							村	番地	番地
県税・総務事務所長							印	印	印
<p>滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の3第2項の規定により通知します。</p>									
滞 納 者		住 (居) 所 (所在地)							
		氏 名 (名 称)							
事件番号					事件名				
差 押 債 権	第三債務者		住 (居) 所 (所在地)						
			氏 名 (名 称)						
	差押債権の表示								
差 押 え	差押年月日				年 月 日				
	範 囲								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	計	備考
			・ ・	円	円	円	円	円	
			・ ・						
			・ ・						
			・ ・						
	計								

記載要領

- 1 第34条において準用する第30条の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第36条の3第2項」とあるのは「第36条の13において準用する同法第36条の3第2項」に書き替えること。
- 2 「差押債権」欄の「差押債権の表示」欄には、債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を記載すること。

- 3 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第3項の規定により執行官に通知する場合は、「滞納金額」欄は記載を要しない。

様式第24号（第30条関係）

債権差押通知書及び交付要求書									
							年 月 日		
裁判所 執行官 (裁判所書記官)			様)		宮崎県 市 町 番地 郡 郡 村 番地 県税・総務事務所長 印				
<p>滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の3第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。</p>									
滞 納 者		住（居）所 （所在地）							
		氏 名 （名 称）							
事件番号					事件名				
差 押 債 権	第三債務者		住（居）所 （所在地）						
			氏 名 （名 称）						
		内容及び範囲							
差 押 え	差押年月日				年 月 日				
	範 囲								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	計	備考
			・ ・	円	円	円	円	円	
			・ ・						
			・ ・						
			・ ・						
	計								

記載要領

- 1 第34条において準用する第30条の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第36条の3第2項」とあるのは「第36条の13において準用する同法第36条の3第2項」に書き替えること。
- 2 「差押債権」欄の「内容及び範囲」欄には、差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項と差押えの範囲を記載すること。
- 3 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第3項の規定により執行官に通知する場合は、「滞納金額」欄は記載を要しない。

様式第25号 (第30条関係)

滞 納 現 在 額 申 立 書									
執行官 (裁判所書記官)							年	月	日
裁判所 様)									
宮崎県			市 郡	町 村	番地				
県税・総務事務所長							印		
次の滞納者に係る滞納金額等は、次のとおりです。 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第2項の規定により、この書面を 交付します。									
滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)								
	氏 名 (名 称)								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	計	備考
			・ ・	円	円	円	円	円	
			・ ・						
			・ ・						
			・ ・						
			・ ・						
計									
参考事項									

記載要領

第34条において準用する第30条第2項の規定によりこの様式を使用する場合は、この様式中「第29条第2項」とあるのは「第33条において準用する同令第29条第2項」と書き替えること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、この規則による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則に基づいて提出された請求書その他の書類とみなす。

